

全 体 実 施 設 計 要 綱

昭和 54 年 3 月 20 日付 54 構改D第 131 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付 6 農振第 2787 号
令和 7 年 4 月 1 日付 6 畜産第 3425 号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

} 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省畜産局長

第 1 趣 旨

全体実施設計は、土地改良事業計画（国営総合農地防災事業のうち土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 87 条の 4 の規定に基づく申請によらない事業にあつては、緊急防災等工事計画。以下同じ。）及び地すべり防止事業基本計画における工事計画に係る詳細な設計であつて、これに基づき直ちに工事に着手できるような精度を有するものを作成して、事業着手後の総事業費の著しい変動を防止し、事業の円滑な進展に資することを目的とする。

第 2 対象事業

全体実施設計を実施する事業は、別表第 1 「土地改良事業における全体実施設計の対象事業」及び別表第 2 の「農地保全に係る地すべり等防止事業における全体実施設計の対象事業」のとおりとする。

ただし、別表第 1 のうち、法第 87 条の 4 の規定に基づく申請によらない事業の実施地区については、全体実施設計の実施を省略することができる。

第 3 全体実施設計の作成

1 土地改良事業の全体実施設計は、国営事業にあつては土地改良事業計画書（案）（「国営土地改良事業地区調査実施要領（平成元年 7 月 7 日付け元構改 C 第 717 号構造改善局長通知）」の第 9 及び「国営農地再編整備事業地区調査実施要領（平成元年 7 月 7 日付け元構改 C 第 488 号構造改善局長通知）」の第 8 による。）、都道府県営事業及び団体営事業（市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものが行う事業をいう。以下同じ。）にあつては土地改良事業計画概要書（「土地改良事業の計画の概要および計画の作成について（昭和 42 年 11 月 6 日付け 42 農地 C 第 375 号農地局長通知）」の 1 による。）に準拠して行うこととする。

ただし、農地開発事業及び草地開発事業にあつては、農地開発基本計画及び草地開発計画（「農用地開発事業実施要綱（昭和 45 年 12 月 10 日付け農地 C 第 500 号農林事務次官依命通知）」の第 4 及び第 5 による。）に準拠して行うこととする。

- 2 農地保全に係る地すべり等防止事業の全体実施設計は、地すべり防止工事基本計画（「農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（昭和42年3月8日付け42農地D第24号農林事務次官依命通知）」の第3による。）に準拠して行うこととする。
- 3 全体実施設計は、土地改良事業計画設計基準及び関係法令等に準拠して行うものとする。
- 4 全体実施設計を行った結果、土地改良事業計画書（案）、土地改良事業計画概要書、農地開発基本計画、草地開発計画及び地すべり防止基本計画（以下「事業計画」という。）で定められた重要な事項に変更をきたす場合は、別途事業計画の再検討を行うものとする。
なお、重要な事項の変更とは、次のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 事業計画全体又はその大部分に対して影響を及ぼす事業計画の基本となるべき事項の変更
 - (2) 物価変動以外の理由で事業費に相当な変動をきたす場合

第4 全体実施設計の承認

1 国営事業

国営事業については、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）が全体実施設計を行い、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）の承認を受けるものとする。

2 都道府県営事業

- (1) 都道府県営事業については、都道府県知事が全体実施設計を行い、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）の承認を受けるものとする。

この場合、都道府県営干拓事業にあっては、都道府県知事は、当該承認申請に当たって当該事業に係る公有水面埋立権の取得その他の権利関係の調整がすべて完了した旨の書面及び併行事業がある場合にあってはそのほか法第87条の2第3項に定める3分の2以上の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。

- (2) 都道府県営事業のうち、次のいずれかに該当する地区であって農村振興局長が指示するものについては、地方農政局長（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）は、事前に農村振興局長と協議するものとする。

- ① 事業計画にダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区
- ② 特に農村振興局長が協議を必要と認める地区

3 団体営事業

団体営事業については、当該事業実施主体が全体実施設計を行い、都道府県知事の承認を受けるものとする。

ただし、都道府県知事は、承認に際し、事前に地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）と協議するものとする。

第5 経 費

全体実施設計に必要な経費は、当該事業地区の事業費に含まれるものとする。

第6 工事の着手

工事は、全体実施設計の承認後に着手するものとする。

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 土地改良事業における全体実施設計の対象事業

区 分	事業種別	実 施 地 区
国営事業	かんがい排水事業	全地区（国営造成土地改良施設整備事業及び直轄明渠排水事業に係る地区並びに農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含まない地区とする。）
	総合農地防災事業	全地区（農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含まない地区とする。）
	農地再編整備事業	全地区（農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は原則として相当規模の基幹施設を伴う等高度の技術を要する工事を含まない地区とする。）
	緊急農地再編整備事業	全地区（農村振興局長が指示する地区を除く。なお、農村振興局長が指示する地区は原則として相当規模の基幹施設を伴う等高度の技術を要する工事を含まない地区とする。）
	農地開発事業	全地区
	草地開発事業	全地区
	干拓事業	全地区

区 分	事業種別	実 施 地 区
都道府県営事業	農村地域防災減災事業	都道府県知事が農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官依命通知）の第 8 の 2 の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区又は農村地域防災減災事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号農林水産省農村振興局長通知）の別表 1 の 1. の (10)の事業を実施する地区とする。
	農業競争力強化農地整備事業	都道府県知事が農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）の第 7 の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。
	農地中間管理機構関連農地整備事業	都道府県知事が農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）の第 7 の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。
	水利施設等保全高度化事業	都道府県知事が水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）の第 7 の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区とする。
団体営事業 （市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものを行う事業）	農村地域防災減災事業	都道府県知事が農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官依命通知）の第 8 の 2 の通知を受けた地区で農村振興局長が指示するもの。 なお、農村振興局長が指示する地区は、原則としてダム、頭首工、揚水機場等高度の技術を要する工事を含む地区又は農村地域防災減災事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号農林水産省農村振興局長通知）の別表 1 の 1. の (10)の事業を実施する地区とする。

別表第2 農地保全に係る地すべり等防止事業における全体実施設計の対象事業

区 分	事業種別	実 施 地 区
国営事業	農地保全に係る地すべり防止事業	全地区（直轄地すべり対策災害関連緊急工事に係る地区を除く。）